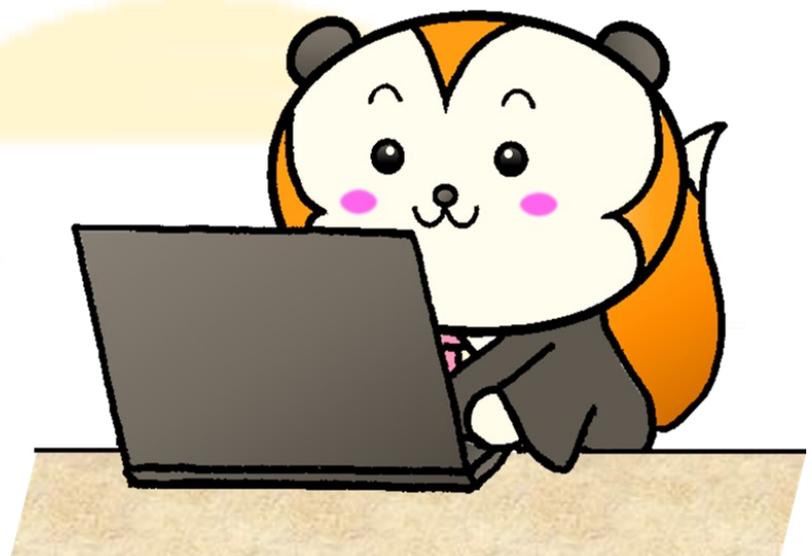


Q1: 裁判所には裁判をする係以外に何をする係があるんですか？

裁判所は大きく分けて、裁判部と事務局の2つに分けられます。

裁判部は皆さんもイメージのしやすい裁判をする部署です。裁判部では裁判をするほかに、調停(話し合いで争いを解決する手続き)を担当する係や、捜査機関の請求を受けて、令状を出す係などがあります。

一方、事務局では裁判所の予算を管理したり、職員を採用するための試験を企画・実施したりするなどしています。ちなみに、高松地方裁判所の裁判部には、民事部と刑事部、事務局には、総務課と会計課という部署がありますよ。



Q

さいばんしよ

Q2: 裁判所はいくつあるんですか？

さいこうさいばんしよ ぜんこく こうとうさいばんしよ ぜんこく ちよう
 まず最高裁判所は全国に1つ、高等裁判所は全国に8庁
 しぶ のぞ ちほう かていさいばんしよ ぜんこく ちよう しぶ のぞ
 (支部を除く)、地方・家庭裁判所は全国に50庁(支部は除
 かんいさいばんしよ ちよう
 ぐ)、簡易裁判所は438庁あります。

みな す かがわけん さいばんしよ
 ちなみに、皆さんの住んでいる香川県のどこに裁判所があ
 ぞんじ
 るのかご存知ですか。

かがわけん たかまつ まるがめ かんおんじ とのしょう ぜんつうじ
 香川県には高松、丸亀、観音寺、土庄、善通寺の5つの
 ばしょ さいばんしよ
 場所に裁判所があるんですよ。

A

Q

ろうや

しゆるい

Q3: 牢屋にはどんな種類があるんですか？

もはんしゆう

模範囚というのはあるんですか？

さいばん ゆうざいはんけつ お あと はなし きようせい
 これは裁判が有罪判決で終わった後の話ですね。矯正
 しせつ けいむしょ さいばんしよ ほうむしyou きようせいきよく
 施設(刑務所など)は、裁判所ではなく法務省矯正局という
 くに きかん たんとう たと さいばんしよ ちようえきけい
 国の機関が担当しています。例えば、裁判所で懲役刑の
 はんけつ う けいむしょ しせつ き きかん
 判決を受けると、「刑務所」という施設で決められた期間
 ふくえき
 服役をすることになります。

A

Q4: 裁判はいつどこで誰が始めたんですか？

誰が始めたのかは少し難しいですが、日本の裁判が現代のような形になったのは、今から100年以上前の明治23年に「裁判所構成法」という法律ができてからのことです。その後、日本の裁判所は時代の変化にともなって形を変えながら、現代のような裁判所の仕組みを作ってきました。国民の皆様は、2009年5月21日から始まって約12年しか経っていないので、裁判所の歴史の中ではまだまだ新しい仕組みと言えますね。

Q5: 裁判はいつやっているんですか？

裁判所が開いているのは平日の朝8時30分から夕方7時までです。皆さんの学校より少し長いくらいでしょうか。その間は午前・午後に関係なく、裁判は行われています。もちろん、裁判が無い日もありますが、裁判所にはいろいろな部署があるので、一つも裁判が行われていない日というのはいりません。

さいばん にち なんかい

Q6: 裁判は1日に何回するんですか？

ねんかん なんかい

また、1年間に何回あるんですか？

ひ

にち

けんいじょう

さいばん

これは日によっていろいろです。1日に10件以上の裁判が

おこな

さいばん

ひ

行われることもありますし、もちろん裁判がまったくない日も

ほんとう

へいきん

なんかい

あります。本当にバラバラなので、平均すると何回というのは

むずか

難しいです。

にほん ぜんこく

ねんかん

さいばん

おこな

ちなみに日本全国では、1年間でどれくらい裁判が行われ

れいわ

がんねん

ど

ぜんこく

あら

う

つ

ているでしょうか。令和元年度に全国で新たに受け付けされ

さいばん

かず

み

ちさい

みんじそしょうじけん

やく

た裁判の数を見てみると、地裁の民事訴訟事件は約13

まんけん

けいじそしょうじけん

さいばん

う

ひと

にんずう

万件、刑事訴訟事件で裁判を受けることになった人の人数

やく

まんにん

は約7万人です。

Q7: 裁判をやり直すことはできるんですか？

裁判は人の人生を左右してしまう大変重要なものですか
ら、間違いがあつてはいけないのは言うまでもありません。
日本の裁判所は公平で慎重な裁判を行い、裁判の誤りを
防ぎ、人権を守るため、「三審制」という仕組みが導入され
ています。裁判所の判決などに納得がいかない場合には、
原則として2回まで上級の裁判所に不服を申し立てることが
できます。例えば地方裁判所で1回目の裁判があつたとする
と、その後、不服がある場合には高等裁判所→最高裁判所
の順番で裁判は進んでいきます。もちろん、それぞれの
裁判は別の裁判所が担当し、違う裁判官によって裁判がさ
れます。

さいばん さいばんかんなんにん

Q8: 裁判は裁判官何人でやっているんですか？

ちほうさいばんしょ さいばんかん きほんてき ひとり さいばん おこな
地方裁判所では裁判官は基本的には1人で裁判を行います。ただし、法律で定められている場合や、合議体で
ほうりつ さだ ばあい ごうぎたい
審理，裁判する決定がされたときは，3人の裁判官で裁判
しんり さいばん けつてい にん さいばんかん さいばん
を行います。また，裁判員裁判は3人の裁判官と国民の
おこな さいばんいんさいばん にん さいばんかん こくみん
みなさま えら にん さいばんいん おこな にほん いちばん
皆様から選ばれた6人の裁判員で行います。日本で一番
ひろ さいこうさいばんしょ だいほうてい にん さいばんかん さいばん
広い最高裁判所大法廷では，15人の裁判官で裁判をやる
こともあるんですよ。

さいばん いちばんおお

Q9: どんな裁判が一番多いんですか？

じけん さいばん おお むずか みんじ
この事件の裁判が多い！というのは難しいので，民事
さいばん けいじさいばん くら みな おお
裁判と刑事裁判で比べてみましょう。皆さんはどちらが多い
おも こた あつとうてき みんじさいばん ほう おお
と思いますか。答えは，圧倒的に民事裁判の方が多いで
みんじさいばん ひと せいかつ うえ お
す。民事裁判は，人が生活をしていく上で起こるさまざまな
あらし かいけつ さいばん けんすう おお
争いを解決する裁判なので件数がとても多いのです。

さいばん み

Q10: 裁判を見るためにしなければいけないことはありますか？

さいばん ぼうちょう

裁判を傍聴するためにしないといけないことはありません。

さいばんしょ

やす

ひ

ど

にち

しゅくじつ

いがい

さいばん

み

裁判所がお休みの日(土, 日, 祝日)以外で裁判を見たい

ひ

さいばんしょ

き

さいばん

ひ

ひら

日に裁判所に来て, 裁判がその日に開かれていれば, だれ

ぼうちょうせき

さいばん

み

でき

でも傍聴席から裁判を見ることが出来ます。

さいばん こうかい

けんぽう さだ

みんじさいばん

裁判の公開については, 憲法に定められており, 民事裁判

けいじさいばん

こうかい

ほうてい

おこな

さいばん

や刑事裁判など, 公開の法廷で行われる裁判については,

げんそく

じゅう

ぼうちょう

原則としてだれでも自由に傍聴することができます。

ぼうちょうにんずう

おお

みこ

じけん

ただし, 傍聴人数が多くなることが見込まれる事件などは,

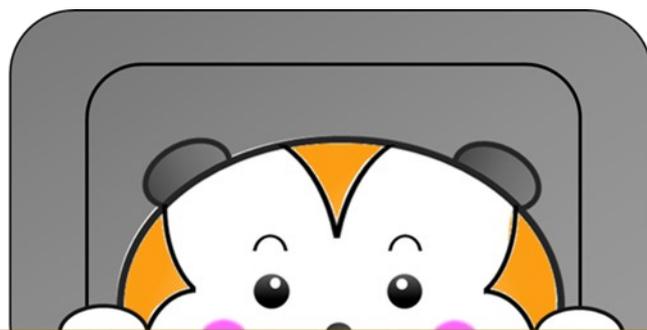
さいばん ぼうちょう

ぼうちょうけん

ひつよう

ばあい

裁判を傍聴するために傍聴券が必要になる場合があります。



Q11: 小さな事件の裁判もあるんですか？

事件について裁判をするのかどうかを決めるのは、実は
裁判所ではありません。裁判は民事裁判であれば、原告に
よる訴えの提起、刑事裁判であれば、検察官による起訴に
より始まります。刑事裁判の中には、書面審査のみで、皆さ
んが裁判所と聞いてイメージするような法廷での審理は行
わない「略式手続」という裁判もあります。

また、裁判というと少し怖いというイメージを持っている方
もいるかもしれませんが、裁判は皆さんの人権を守るために
大切な役割を果たしており、憲法も「裁判を受ける権利」を
保障しています。

ちなみに、事件によってこれは重要な裁判だとか、そんな
に大切じゃない裁判だということはありません。どんな事件で
もそれを受ける人にとっては今後の人生を左右するようなど
ても大切なものであることに変わりはないからです。